

## 複合施設に関する決議書

定期建物賃貸借契約書（案）について、本日までに契約相手方から橿原市へ提出されたホテル運営に関する資料及び飲食物販施設運営会社の提出資料等を鑑み、当該契約書第4条第1号の「第三者への転貸借」を承諾することはできない。

よって、ホテル運営会社に契約内容の改善を求めること及び飲食物販施設運営会社に追加の資料提出を求めることを、市長に対し求めるものとする。

以上、決議する。

平成30年1月15日

橿原市議会